

第 192 回

定時株主総会 招集ご通知

平成25年4月1日～平成26年3月31日

議決権行使期限

株主総会当日にご出席おさしつかえの場合は、
郵送またはインターネットにより、
平成26年6月24日（火曜日）午後5時まで
に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

古河電気工業株式会社

証券コード：5801

日時

平成26年6月25日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場所

東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル 2階 プロビデンスホール
（末尾の「株主総会会場略図」をご参照ください。）

Contents

| | |
|--------------------|----|
| ■ 第192回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| (添付書類) | |
| ■ 事業報告 | 3 |
| ■ 連結計算書類等 | 30 |
| ■ 監査報告書 | 36 |
| ■ 株主総会参考書類 | 40 |
| 第1号議案 剰余金の配当の件 | |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | |
| 第3号議案 取締役12名選任の件 | |
| 第4号議案 監査役2名選任の件 | |
| 第5号議案 監査役の報酬額改定の件 | |
| 第6号議案 補欠監査役1名選任の件 | |

株主各位

(証券コード 5801)

平成26年6月3日

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

古河電気工業株式会社

取締役社長 柴田 光義

第192回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第192回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますよう、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいませ、次のいずれかの方法により議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送くださいますよう、お願い申し上げます。

【インターネットによる議決権の行使】

後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、インターネットウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル 2階 プロビデンスホール
(末尾の「株主総会会場略図」をご参照ください。)

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
また、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

3. 目的事項

| | | |
|------|-------|---|
| 報告事項 | 第1号 | 第192期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類の監査結果報告の件 |
| | 第2号 | 第192期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| | 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| | 第3号議案 | 取締役12名選任の件 |
| | 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |
| | 第5号議案 | 監査役の報酬額改定の件 |
| | 第6号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 本総会当日ご出席おさしつかえの場合は、同封の議決権行使書用紙またはインターネットによりまして、議決権を行使いただくことができます。インターネットによる議決権行使につきましては、後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。
- (2) 上記(1)による議決権の行使に際しましては、平成26年6月24日（火曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送またはご登録をお願いいたします。
- (3) 議決権行使書用紙およびインターネットによりまして、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

5. その他

- (1) 本招集ご通知に際して株主の皆さまに提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第34条に基づき、当社ホームページに掲載をさせていただいております。
- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合、当社ホームページにおいて、その内容をご通知いたします。

当社ホームページ <http://www.furukawa.co.jp/>

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当期における企業集団の事業の経過および成果

当期の世界経済は、米国においては、住宅市場の回復や失業率の改善を背景に個人消費が堅調に推移するなど、緩やかな景気回復が継続し、また、欧州においても、債務問題の克服と経済成長を促す政策の実施や輸出の好調な推移により、景気低迷から脱却する兆しが見られました。一方、新興国においては、先進国からの投資減少などもあり、全般的には成長に陰りが見えてきました。わが国においては、日本銀行による量的・質的緩和策の導入や、公共投資の増加により、雇用・所得環境が改善する中で個人消費が底固く推移しており、景気は回復を続けております。

このような環境の下、当社グループにおきましては、昨年4月よりグループ全体の事業遂行力の強化を目的とした事業部門制に移行し、新中期経営計画「*Furukawa G Plan 2015*」で掲げた「インフラ/自動車市場」での成長に向けた施策を着実に実行してまいりました。インフラ市場においては、ブラジルにおける光ケーブル拠点の拡充など、新興国市場の旺盛な需要を確実に取り込む活動を引き続き実施してまいりました。自動車市場においても、アジアやメキシコにおいて生産拠点の開設や増強を行なったほか、営業・設計・調達を行なう地域統括会社を中国に設立するなど、顧客のニーズにきめ細かく対応できる体制を整えてまいりました。このほか、構造改革も引き続き推進しており、拠点集約による生産体制の効率化や一部製品の海外生産シフトなど、収益力強化への取組みを継続して実施しております。また、昨年11月に運転を開始した福島県での「浮体式洋上ウィンドファーム実証研究事業」において採用された浮体式風力発電用ライザーケーブルや、自動車の軽量化を促進させるアルミワイヤハーネスといった「新技術・新製品」の開発のほか、ブラジルでの「古河電工グループ総合技術展」の開催といった、当社グループの技術や製品をグローバルにアピールする活動も行なってまいりました。

なお、本年2月の関東地方における大雪により当社日光事業所の建屋が一部損壊し、銅条などの製造工場での操業停止を余儀なくされました。復旧には本年末までかかる見込みですが、お客様の要請に応えるべく全力で対応してまいります。このほか、当社グループの軽金属部門を担っていた古河スカイ(株)は、昨年10月1日に住友軽金属工業(株)と合併し、両社統合後の社名を(株)UACJと改め、新たなスタートを切りました。これに伴い、当社の連結子会社であった同社は当社の持分法適用の関連会社となりました。

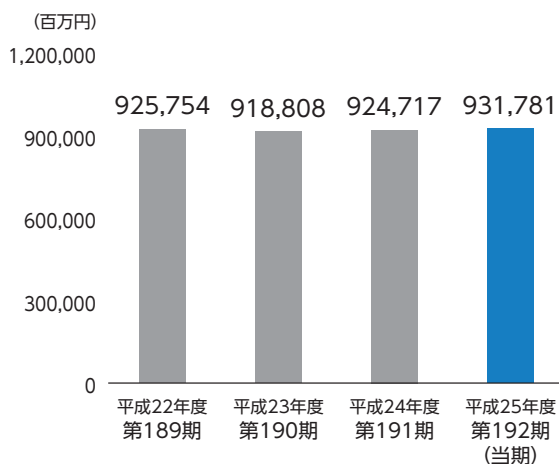
当期の業績につきましては、上述の(株)UACJ発足により、昨年10月から軽金属部門が当社連結の範囲から外れたことによる影響や、自動車向けリチウムイオン電池用銅箔の需要低迷などがあったものの、円安効果に加え、ワイヤハーネスが好調に推移した自動車用部品の売上が増加したことなどから、連結売上高は9,318億円と前期比0.8%の増収となりました。海外売上高は3,841億円(前期比11.1%増)で、海外売上高比率は41.2%となり、前期比3.8%増と大幅に増加しました。損益面につきましては、液晶テレビ向け反射板MCPETや銅箔などの需要低迷による影響はあったものの、徹底した経費削減活動の成果に加え、前期低迷した情報通信分野の需要が復調し、自動車用部品の売上も好調に推移したことなどにより、連結営業利益は255億円(前期比43.3%増)、連結経常利益は255億円(前期比45.0%増)となりました。また、特別損益において事業構造改革費用や固定資産の減損などによる特別損失172億円、保有する投資有価証券の売却などによる特別利益89億円を計上し、連結当期純利益は56億円(前期比56.8%増)となりました。

なお、単独の業績につきましては、売上高は4,283億円(前期比8.1%増)、営業利益は22億円(前期比56億円改善)、経常利益は92億円(前期比48.9%減)、当期純利益は29億円(前期比80.8%減)となりました。

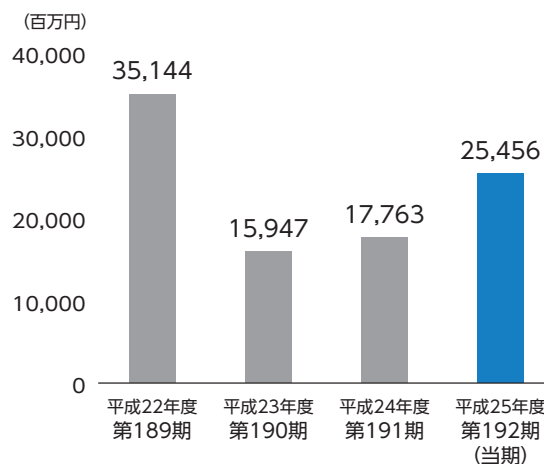
ご参考

連結売上高、連結営業利益、連結経常利益および連結当期純利益の推移

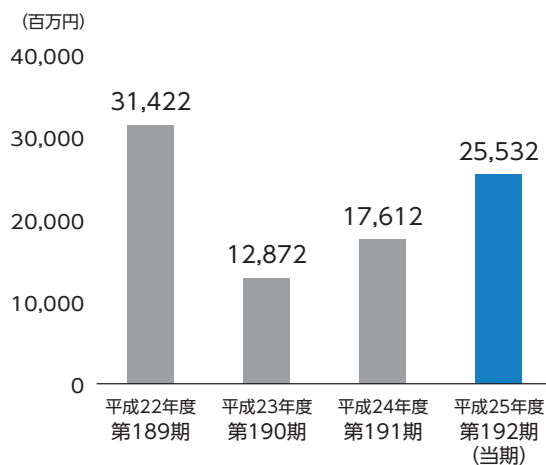
■ 連結売上高 **9,318 億円**



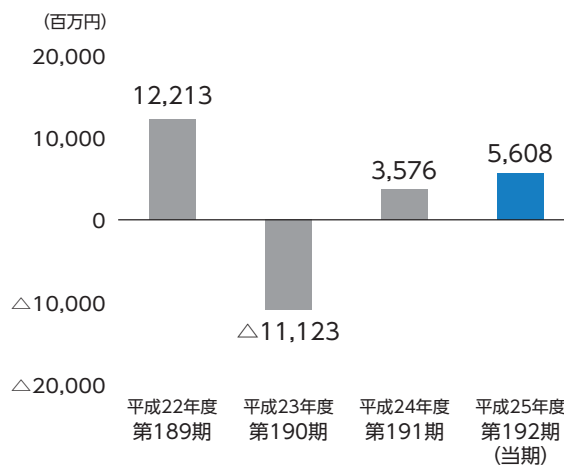
■ 連結営業利益 **255 億円**



■ 連結経常利益 **255 億円**



■ 連結当期純利益 **56 億円**



(注) △は損失を示しております。

次に、部門別の状況について、ご報告いたします。

情報通信部門

■ 主要な事業内容 光ファイバケーブル、光ファイバケーブル付属品、光関連部品、光半導体デバイス、メタル通信ケーブル、光ファイバ融着接続機、電子線材、ネットワーク機器、CATVシステム、LANケーブル、LANソリューションシステム、無線製品などの製造・販売

情報通信部門におきましては、中国で光ファイバの売上が低迷したほか、北米でも低調でしたが、ブラジルなど南米における光ケーブル需要の回復やタイでの携帯電話工事関連事業が拡大したことなどにより、当部門の連結売上高は1,540億円（前期比5.4%増）となりました。損益につきましては、引き続き生産拠点等の集約による生産性向上などに努め、連結営業利益は72億円（前期比277.2%増）となりました。また、単独売上高は573億円（前期比12.6%増）となりました。

当部門では、世界的なブランド力を有する米国OFS社や、現地市場で着実に事業規模を拡大しているブラジルFISA社を有しており、今後も本事業の更なるグローバル展開を図っていくとともに、次世代型光通信のキー技術となる小型ITLA（波長可変半導体レーザー）などの高機能部品、機器、システムを開発することで、通信インフラ大容量化へのニーズに貢献してまいります。

エネルギー・産業機材部門

■ 主要な事業内容 銅線・アルミ線、電力ケーブル、電力部品、被覆線、ケーブル管路材、給水・給湯管路材、発泡製品、半導体製造用テープ、電気絶縁テープ、電材製品などの製造・販売

エネルギー・産業機材部門におきましては、液晶テレビ向け反射板MCPETの売上が大きく後退したものの、昨年引き続きスマートフォンなどに使用される半導体製造用テープの売上が堅調であったことや、太陽光発電設備の増加により管路製品や各種ケーブル類の売上が好調に推移したことなどにより、当部門の連結売上高は2,989億円（前期比12.5%増）となりました。損益につきましては、国内におけるケーブル価格の低下やMCPETの売上減少などが影響し、連結営業利益は

17億円（前期比15.0%減）となりました。また、単独売上高は1,371億円（前期比6.3%増）となりました。

当部門では、「浮体式洋上ウインドファーム実証研究事業」の成果や、着実に販売実績を上げている太陽光発電設備向け管路材などの製品により、引き続き国内外における次世代エネルギーをも含めた電力インフラ市場での事業規模拡大を図ってまいります。

電装・エレクトロニクス部門

■ 主要な事業内容 自動車用部品・ワイヤハーネス、巻線、電子部品材料、ヒートシンク、ハードディスク用アルミ基板材、電池などの製造・販売

電装・エレクトロニクス部門におきましては、世界規模での自動車販売台数の増加を背景に自動車用部品が売上を伸ばし、また、国内市場においても軽自動車や新車種向けを中心にワイヤハーネスが好調を維持したことや、ハードディスク用アルミ基板材が安定して売上を伸ばしたことなどから、当部門の連結売上高は2,910億円（前期比19.4%増）となりました。損益につきましても、ワイヤハーネスを中心に自動車用部品が堅調に推移したことなどから連結営業利益は140億円（前

比50.5%増）となりました。また、単独売上高は1,585億円（前期比13.6%増）となりました。

当部門では、アジア各国やメキシコにおいて、ワイヤハーネスの製造会社や販売会社を設立するなど、グローバルな拡大を見せる自動車用部品需要を着実に取り込む施策を引き続き展開してまいります。

金属部門

■ 主要な事業内容 伸銅品（板・条・管・棒・線）、機能表面製品（メッキ）、電解銅箔、電子部品用加工製品、超電導製品、特殊金属材料（形状記憶・超弾性合金ほか）などの製造・販売

金属部門におきましては、円安の影響から、当部門の連結売上高は1,307億円（前期比1.0%増）と前年より増加したものの、国内電力料金の上昇による採算性の悪化や、競争激化による価格低下の影響を受けたこと、また、本年2月に発生した日光事業所における大雪被害による操業停止の影響などもあり、連結営業損失は31億円（前期比18億円悪化）となりま

した。また、単独売上高は728億円（前期比1.7%減）となりました。

当部門の銅箔事業では、国内における製造拠点の集約と、台湾の古河銅箔股份有限公司や台日古河銅箔股份有限公司への製造移管を更に加速し、競争が激化する市場において安定した利益を生み出す体制の構築を進めてまいります。

軽金属部門

(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)

■ 主要な事業内容 アルミニウムの板・箔、押出材、鋳物、鍛造品、加工製品などの製造・販売

軽金属部門におきましては、前述のとおり、当部門を構成していた古河スカイ(株) (現 (株)UACJ) が、昨年10月から当社の持分法適用の関連会社となっております。当期における昨

年4月から同年9月までの当部門の累計連結売上高は966億円、同連結営業利益は44億円となりました。

サービス等部門

■ 主要な事業内容 物流、情報処理・ソフトウェア開発、不動産賃貸、水力発電など

サービス等部門におきましては、情報処理・ソフトウェア開発、物流、各種業務受託等による当社グループ各事業のサポートのほか、不動産の賃貸や水力発電等を行なっておりま

す。当部門の連結売上高は438億円(前期比18.4%増)、連結営業利益は10億円(前期比31.2%減)となりました。また、単独売上高は28億円(前期比4.3%減)となりました。

部門別連結売上高および連結営業利益

(単位：百万円)

| 部門名 | 連結売上高 | 前期比増減額 | 連結営業利益 または連結営業損失(△) | 前期比増減額 |
|---------------|---------|---------|------------------------|--------|
| 情報通信部門 | 154,031 | 7,884 | 7,175 | 5,273 |
| エネルギー・産業機材部門 | 298,944 | 33,220 | 1,662 | △294 |
| 電装・エレクトロニクス部門 | 290,972 | 47,266 | 14,005 | 4,697 |
| 金属部門 | 130,704 | 1,256 | △3,053 | △1,786 |
| 軽金属部門 | 96,587 | △88,405 | 4,444 | 82 |
| サービス等部門 | 43,791 | 6,816 | 1,037 | △469 |
| 消去または全社 | △83,249 | △974 | 184 | 191 |
| 合計 | 931,781 | 7,064 | 25,456 | 7,693 |

(注) 古河スカイ(株)と住友軽金属工業(株)との経営統合に伴い、平成25年10月1日より古河スカイ(株) (現 (株)UACJ) が当社の持分法適用の関連会社となり、同社および同社の子会社等は当社連結の範囲から外れたことから、本表中における「軽金属部門」の連結売上高の額および連結営業利益の額は、昨年4月1日から同年9月30日までの6ヶ月間の累計額となっております。

(2) 設備投資の状況

当社グループの当期における設備投資は総額374億円で、その主なものは次のとおりです。

1 当期中に完成した主要設備

| | |
|---------------------|----------------------------|
| 光ファイバの増産 | OFS Fitel, LLC (米国、情報通信部門) |
| 古河AS(株)本社建屋の建設および改修 | 古河AS(株) (電装・エレクトロニクス部門) |
| 水力発電機の更新 | 古河日光発電(株) (サービス等部門) |

2 当期継続中の主要設備の新設、拡充

| | |
|--------------------------|---|
| 国内における銅線事業の集約 | 当社 エネルギー・産業機材部門 |
| 自動車用バッテリーの国内製造拠点の集約および増強 | 古河電池(株) (電装・エレクトロニクス部門) |
| 光ファイバの増産 | Furukawa Industrial S.A. Produtos Eletricos (ブラジル、情報通信部門) |

(3) 資金調達の状況

当社およびグループ各社は、金融機関からの長期・短期の借入、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、受取手形や売掛債権の流動化等により、必要な資金を調達しております。当期につきましては、当期中に返済期限の到来する長期借入金の返済資金の一部を手当するため、昨年5月に総額100億円の普通社債を発行しました。

また、当社グループでは、当社および国内子会社30社が、当社子会社の古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート(株)が運営するCMS (キャッシュ・マネジメ

ント・システム) に参加し、当社グループにおける資金活用の効率化と有利子負債の削減を図っております。このほか、中国およびタイにおいても、それぞれ古河電工企業管理(上海) 有限公司およびFurukawa Thai Holdings Co., Ltd. が、当社との関係会社向けにCMSを運営しております。

なお、当期末の連結有利子負債は2,779億円で、前期末比426億円減少しました。

(4) 対処すべき課題

1 コンプライアンスの徹底

当社は、かねて関係当局の調査を受けていた自動車用部品のカルテルに関して、昨年4月にカナダで同国競争法違反により罰金を課され、同年7月には欧州委員会から欧州競争法違反により制裁金を課す決定を受けました。また、昨年12月および本年1月には、架空送電工事に係るカルテルについて、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受け、これに伴い、本年4月には、電気工事業の一部について、国土交通省より建設業法に基づく処分を受けております。このほか、国内外の電力ケーブル事業者等を対象に平成21年1月に開始された欧州委員会による調査の結果として、本年4月に持分法適用の関連会社である(株)ビスキャストとともに、同委員会から制裁金を課す決定を受けました。これら過去に行なわれていた一連のカルテル行為により、株主の皆さまには多大なご心配、ご迷

2 日光事業所における大雪被害について

本年2月の関東地方における大雪により、重要な設備に大きな被害はなかったものの、伸銅品を製造する当社日光事業所の工場建屋の一部が損壊する被害が発生いたしました。伸銅品のうち線・棒製品については同2月中に製品の製造および供給を再開いたしました。条関連製品については中間工程の一部を他社に委託し製造・供給を行っており、復旧には本年末までかかる見込みです。

惑をおかけしてまいりましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当社グループでは、平成20年以降の公正取引委員会の立ち入り検査などを契機として、社外有識者の意見も取り入れながら独占禁止法・競争法違反行為の根絶を図ってまいりました。今後も、同業他社との接触や価格決定に関する社内ルールの徹底など再発防止のための活動を継続するとともに、独占禁止法・競争法遵守にとどまらず、他の法領域においても、各国・地域における近時の法規制の強化に対応した国内外グループ役職員への教育の充実や、内部監査部門によるモニタリングの強化といった活動をグループを挙げて展開し、コンプライアンスの徹底と信頼の回復に努めてまいります。

当社では、社長を本部長とする「日光雪害復旧対策本部」を中心に、お客様への対応と操業の早期復旧に現在全力で取り組んでおります。また、グループ全体で災害時に備えた事業継続計画の見直しを行ない、今後も安定した製品供給体制の構築を図ってまいります。

3 中期経営計画 [Furukawa G Plan 2015] の推進

当社グループにおきましては、昨年4月に策定しました中期経営計画 [Furukawa G Plan 2015 - Group Global Growth-] において掲げた施策を、今後も着実に実行してまいります。

本計画を開始した昨年4月から戦略事業単位としての事業部門制に移行し、各事業の運営および収益責任の明確化を図りました。当社の各事業を取り巻く環境は国内外で日々変化しており、各事業部門がそれぞれの環境変化に応じ事業戦略を柔軟に見直し、収益力強化へ向けた施策を迅速に実行することにより、当社グループ全体の持続的成長へ向けた基盤構築を図ってまいります。また、電力・通信インフラ/自動車関連分野における各製品についても、更なる研究開発および新製品開発を進めるとともに、各事業部門がこれらを事業化する施策を着実に実施し、市場での確固たるポジションを早期に構築し、中期経営計画で掲げた成長戦

略の実現を目指してまいります。

このほか、本計画における「グループ・グローバル経営の強化」施策を実行するため、昨年11月には社長を本部長とする「グループ・グローバル経営推進本部」を設置いたしました。この組織を中心に、グローバルに広がる当社グループ各社・各拠点に対する運営の基盤整備と支援を推進する体制を整え、グループ一体となった経営の更なる強化を進めるとともに、各事業の連携や製品の組み合わせ、グループ横断的な営業活動の展開といった取組みも加速させてまいります。

以上のように、本計画の策定時に掲げた施策を徹底的に遂行し、当社グループの更なる企業価値向上に努めてまいります。

Furukawa G Plan 2015

自動車

中国：上海に地域統括会社を設立(2013年7月)
武漢にワイヤハーネス工場を新設
(2014年上半期操業開始予定)



光ファイバ

自動車

メキシコ：ワイヤハーネス工場を新設
(2014年2月操業開始)

自動車

タイ：バンコクにASEAN・インドの
地域統括会社を設立
(2014年2月)

インド：ワイヤハーネス工場を新設
(2013年11月操業開始)

フィリピン：ワイヤハーネス工場を増設
(2014年2月操業開始)

インドネシア：ワイヤハーネス工場を増設
(2014年2月操業開始)



自動車用ワイヤハーネス

情報通信/エネルギーインフラ

ブラジル：光ファイバの製造能力を増強
(2013年10月)

OPGWの本格量産化

コロンビア：光ケーブル工場を新設
(2014年2月操業開始)

情報通信インフラ

タイ：光エンジンの製造能力を増強
(2013年11月)

3G携帯工事事業の拡大

インドネシア：大型 FTTHプロジェクト
に参加

- アジア、中南米での販売拡大と拠点拡充
- 自動車部品の海外拠点は12カ国、26拠点に

なお、明治17年を創業年とする当社は、本年、「創業130周年」を迎えました。これはひとえに株主の皆さまは勿論のこと、お客様、取引先の皆さま、従業員といったステークホルダーの皆さまによるご愛顧の賜物であり、深く感謝申し上げます。

当社のグループ理念である「世紀を超えて培ってきた素材力を核として、絶え間ない技術革新により、真に豊かで持続可能な社会の実現に貢献する」ことを当社

グループ一同改めて認識し、今後も世紀を超え、確かな未来を切り拓くべく、各施策に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なにとぞご理解のうえ、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

ご参考



〔古河電工 創業130周年 記念ロゴ〕

今から遡ること130年の明治17年、東京・本所で銅の製錬を、横浜・高島町で電線の製造を始めました。これをもって当社の「創業年」としていますが、この年は国内初の白熱電球がともされるなど、当時の日本は正に電気の時代を迎えようとしている時でした。

古河グループの創始者である古河市兵衛は、日本の産業の父と称される渋沢栄一とたいへん懇意で、ともに「日本を明るくしたい」という想いで新しい日本づくりに邁進したと伝わっています。

私たちはその想いを継いで、インフラや自動車などの分野で幅広い素材力を生かすユニークな存在として「世界を明るくする」ことをめざします。

(5) 財産および損益の状況

1 企業集団の財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第189期 平成22年度 | 第190期 平成23年度 | 第191期 平成24年度 | 第192期 (当期) 平成25年度 |
|-------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------------|
| 売上高 (百万円) | 925,754 | 918,808 | 924,717 | 931,781 |
| 営業利益または営業損失 (△) (百万円) | 35,144 | 15,947 | 17,763 | 25,456 |
| 経常利益または経常損失 (△) (百万円) | 31,422 | 12,872 | 17,612 | 25,532 |
| 当期純利益または当期純損失 (△) (百万円) | 12,213 | △11,123 | 3,576 | 5,608 |
| 1株当たり当期純利益または1株当たり 当期純損失 (△) (円) | 17.30 | △15.75 | 5.07 | 7.94 |
| 総資産 (百万円) | 826,944 | 790,114 | 819,702 | 714,845 |
| 純資産 (百万円) | 215,904 | 197,569 | 222,843 | 199,733 |

2 当社の財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第189期 平成22年度 | 第190期 平成23年度 | 第191期 平成24年度 | 第192期 (当期) 平成25年度 |
|-------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------------|
| 売上高 (百万円) | 417,687 | 403,685 | 396,154 | 428,301 |
| 営業利益または営業損失 (△) (百万円) | △2,072 | △6,476 | △3,391 | 2,244 |
| 経常利益または経常損失 (△) (百万円) | 14,297 | 4,949 | 18,027 | 9,208 |
| 当期純利益または当期純損失 (△) (百万円) | 9,882 | △9,425 | 14,939 | 2,867 |
| 1株当たり当期純利益または1株当たり 当期純損失 (△) (円) | 13.99 | △13.35 | 21.16 | 4.06 |
| 総資産 (百万円) | 450,891 | 420,837 | 429,166 | 452,079 |
| 純資産 (百万円) | 124,606 | 108,739 | 129,577 | 130,765 |

(6) 重要な子会社の状況 (平成26年3月31日現在)

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|--|--------------|--------|-----------------------------------|
| 東京特殊電線(株) | 1,925百万円 | 56.75% | 電線、電線加工品および電子機器等の製造・販売 |
| 古河電池(株) | 1,640百万円 | 58.10% | 電池（自動車用、産業用）の製造・販売 |
| FCM(株) | 687百万円 | 55.19% | 金属めっき製品等の製造・販売 |
| 古河AS(株) | 3,000百万円 | 100% | 自動車用ワイヤハーネス・電装部品の製造・販売 |
| 古河産業(株) | 700百万円 | 100% | 電線、非鉄金属製品等の販売 |
| 岡野電線(株) | 489百万円 | 43.48% | メタル通信ケーブル、光部品等の製造・販売 |
| 古河電工産業電線(株) | 450百万円 | 100% | 電線・ケーブル等の製造・販売 |
| 奥村金属(株) | 310百万円 | 100% | 銅製品、アルミニウム製品等の加工・販売 |
| 古河電工パワーシステムズ(株) | 300百万円 | 100% | 送変電機材、架空・地中配電機材等の製造・販売 |
| 古河物流(株) | 292百万円 | 100% | 貨物運送等 |
| OFS Fitel, LLC (米国) | 211百万米ドル | 100% | 光ファイバケーブル、光部品の製造・販売 |
| American Furukawa, Inc. (米国) | 500千米ドル | 100% | 自動車用部品等の製造・販売 |
| Furukawa Industrial S.A. Produtos Eletricos (ブラジル) | 149百万リアル | 100% | 光ファイバケーブル、メタル通信ケーブル、LANケーブルの製造・販売 |
| 瀋陽古河電纜有限公司 (中国) | 229百万元 | 100% | 電線等の製造・販売 |
| 台日古河銅箔股份有限公司 (台湾) | 1,475百万新台幣ドル | 66.7% | 電解銅箔等の製造・販売 |
| Furukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd. (タイ) | 480百万バーツ | 44.00% | 銅管等の製造・販売 |
| Trocellen GmbH (ドイツ) | 8,500千ユーロ | 85.10% | 発泡製品の製造・販売 |
| Furukawa Electric Singapore Pte. Ltd. (シンガポール) | 3百万米ドル | 100% | 電線、電子線材、巻線、金属製品等の販売 |
| PT.Tembaga Mulia Semanan, Tbk. (インドネシア) | 12百万米ドル | 42.42% | 銅線・アルミ線の製造・販売 |

(注) 1. 出資比率は、間接保有を含んでいます。

2. 当期における当社の連結子会社は101社、持分法適用の関連会社は15社です。

(7) 主要な営業所および工場等 (平成26年3月31日現在)

1 当社

- ・ 本 社：東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
- ・ 営 業 所：関西支社(大阪市)、中部支社(名古屋市)、九州支社(福岡市)
- ・ 工 場：千葉事業所(千葉縣市原市)、日光事業所(栃木県日光市)、平塚事業所(神奈川県平塚市)、三重事業所(三重県亀山市)、銅管事業部門(兵庫県尼崎市)、銅箔事業部門(栃木県日光市)
- ・ 研 究 所：横浜研究所(横浜市)

2 子会社

- ・ 製造・販売会社：東京特殊電線(株)(本社：東京都港区、工場：長野県上田市)、古河電池(株)(本社：横浜市、工場：栃木県日光市、福島県いわき市)、FCM(株)(本社・工場：大阪市)、古河AS(株)(本社・工場：滋賀県犬上郡、工場：三重県亀山市)、岡野電線(株)(本社・工場：神奈川県大和市)、古河電工産業電線(株)(本社：東京都荒川区、工場：神奈川県平塚市)、奥村金属(株)(本社：大阪市、工場：兵庫県丹波市、滋賀県栗東市)、古河電工パワーシステムズ(株)(本社：横浜市、工場：山形県長井市)、OFS Fitel, LLC (米国)、American Furukawa, Inc. (米国)、Furukawa Industrial S.A. Produtos Eletricos (ブラジル)、瀋陽古河電纜有限公司(中国)、台日古河銅箔股份有限公司(台湾)、Furukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd. (タイ)、Trocellen GmbH (ドイツ)、PT.Tembaga Mulia Semanan,Tbk. (インドネシア)
- ・ 販 売 会 社 等：古河産業(株)(本社：東京都港区)、古河物流(株)(本社：東京都千代田区)、Furukawa Electric Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)

(8) 従業員の状況 (平成26年3月31日現在)

1 企業集団の従業員の状況

| 部門名 | 従業員数 | | 前期末比 | |
|---------------|---------|----------|---------|---------|
| 情報通信部門 | 5,724名 | (745名) | 91名減 | (224名減) |
| エネルギー・産業機材部門 | 3,381名 | (567名) | 216名減 | (130名減) |
| 電装・エレクトロニクス部門 | 33,172名 | (154名) | 824名増 | (4名減) |
| 金属部門 | 2,437名 | (994名) | 49名減 | (129名減) |
| 軽金属部門 | 0名 | (-) | 3,888名減 | (-) |
| サービス等部門 | 2,331名 | (1,130名) | 123名増 | (106名増) |
| 合計 | 47,045名 | (3,590名) | 3,297名減 | (381名減) |

- (注) 1. 臨時従業員および企業集団外への出向者は含んでおりません。
2. 「従業員数」欄の()内は、当社の従業員数となります。
3. サービス等部門の従業員数には、当社の本部部門やセールス・マーケティング部門など、全社共通の業務に従事する人員数が含まれております。
4. 軽金属部門における従業員の減少は、前述のとおり古河スカイ(株)(現(株)UACJ)が当社の持分法適用の関連会社になったことにより、同社および同社の子会社等が連結の範囲から外れたことによるものです。

2 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|-------|--------|
| 3,590名 | 42.8才 | 19.7年 |

(注) 臨時従業員および出向者は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (平成26年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|-----------|
| (株)みずほ銀行 | 56,904百万円 |
| (株)三菱東京UFJ銀行 | 29,743百万円 |
| 朝日生命保険相互会社 | 14,500百万円 |

(注) 主要な借入先であった(株)みずほコーポレート銀行は、平成25年7月1日付で(株)みずほ銀行と合併し、商号を(株)みずほ銀行に変更しました。

2. 当社の株式に関する事項 (平成26年3月31日現在)

(1) 発行済株式の総数等

| 株式の種類 | 発行可能株式総数 | 発行済株式総数 | 株主数 |
|-------|----------------|--------------|---------|
| 普通株式 | 2,500,000,000株 | 706,669,179株 | 62,951名 |
| 優先株式 | 50,000,000株 | — | — |
| 劣後株式 | 46,000,000株 | — | — |

(2) 大株主の状況

| 大株主の氏名 | 持株数 (普通株式) | 持株比率 |
|---|---------------|-------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 60,502,000株 | 8.57% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 41,887,000株 | 5.93% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4) | 26,993,000株 | 3.82% |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 24,135,000株 | 3.42% |
| 朝日生命保険相互会社 | 13,650,500株 | 1.93% |
| 古河機械金属株式会社 | 13,290,455株 | 1.88% |
| 富士電機株式会社 | 11,000,000株 | 1.56% |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 古河機械金属口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 10,919,000株 | 1.55% |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 朝日生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 10,500,000株 | 1.49% |
| 古河従業員持株会 | 7,570,123株 | 1.07% |

(注) 持株比率は自己株式(451,678株)を控除して計算しております。

3. 当社役員に関する事項 (平成26年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役の氏名等

| 氏名 | 地位および担当 | 重要な兼職の状況 |
|----------|---|--|
| 吉田 政雄 | 取締役会長 (代表取締役) | 古河機械金属(株)社外取締役 |
| 柴田 光義 | 取締役社長 (代表取締役、グループ・グローバル経営推進本部長兼日光雪害復旧対策本部長) | |
| 藤田 純孝 | 取締役 (非常勤) | 伊藤忠商事(株)理事 日本板硝子(株)社外取締役 オリンパス(株)社外取締役 |
| 相馬 信義(*) | 取締役 (非常勤) | 古河機械金属(株)代表取締役会長 |
| 塚本 修(*) | 取締役 (非常勤) | 学校法人東京理科大学特命教授 |
| 櫻 日出雄 | 取締役 (執行役員専務、財務・調達本部長) | |
| 佐藤 哲哉 | 取締役 (執行役員常務、戦略本部長兼同本部スマートインフラ推進室長兼日光雪害復旧対策本部副本部長) | (株)UACJ社外監査役 古河電池(株)社外取締役 |
| 大竹 博幸(*) | 取締役 (執行役員常務、環境・インフラ系事業部門管掌兼グローバル事業推進室長) | 蘇州古河電力光纜有限公司董事長 |
| 上山 倫生 | 取締役 (執行役員常務、電装・エレクトロニクス系事業部門管掌兼日光雪害復旧対策本部副本部長) | |
| 安永 哲郎(*) | 取締役 (執行役員常務、セールス・マーケティング部門長兼日光雪害復旧対策本部副本部長) | |
| 天野 望 | 取締役 (執行役員、総務・CSR本部長兼同本部輸出管理室長兼同本部経営研究所長兼日光雪害復旧対策本部本部運営統括) | |
| 小川 博正 | 監査役 (常勤) | 旭精機工業(株)社外取締役 東京特殊電線(株)社外監査役 |
| 伊藤 隆彦 | 監査役 (常勤) | 富士電機(株)社外監査役 富士古河E&C(株)社外監査役 |

| 氏名 | 地位および担当 | 重要な兼職の状況 |
|-------|-----------|--|
| 藤田 讓 | 監査役 (非常勤) | 朝日生命保険相互会社最高顧問 公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長 富士急行(株)社外取締役 日本ゼオン(株)社外監査役 日本通運(株)社外監査役 日本軽金属ホールディングス(株)社外監査役 |
| 工藤 正 | 監査役 (非常勤) | 中央不動産(株)特別顧問 朝日生命保険相互会社社外取締役 |
| 頃安 健司 | 監査役 (非常勤) | TMI総合法律事務所顧問 東海旅客鉄道(株)社外取締役 三井住友海上火災保険(株)社外取締役 |

- (注) 1. 取締役藤田純孝、相馬信義および塚本修の各氏は、社外取締役です。
2. 監査役藤田讓、工藤正および頃安健司の各氏は、社外監査役です。
3. 取締役藤田純孝ならびに監査役工藤正および頃安健司の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 各監査役が有する財務および会計に関する知見は次のとおりです。
- ・監査役小川博正氏は、当社グループにおいて法務、財務、会計部門の責任者等を歴任しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役伊藤隆彦氏は、当社グループにおいて会計、資材、人事総務部門の責任者等を歴任しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役藤田讓氏は、金融機関の代表取締役を務め、また、財務部門担当取締役の経験を有しており、財務および会計をはじめ企業経営全般に関し、相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役工藤正氏は、金融機関の代表取締役を歴任しており、財務および会計をはじめ企業経営全般に関し、相当程度の知見を有しております。
5. 上記の表中(*)の各氏は、平成25年6月25日開催の第191回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
6. 次の各氏は、第191回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
取締役 吉野 哲夫、柳本 正博、柳川 久治、鈴木 義博
7. 平成26年4月1日付で、取締役の地位および担当が以下のとおり変更されております。

| 氏名 | 地位および担当 |
|-------|---|
| 櫻 日出雄 | 取締役 |
| 佐藤 哲哉 | 取締役 (執行役員専務、戦略本部長兼同本部スマートインフラ推進室長兼日光雪害復旧対策本部副本部長) |
| 大竹 博幸 | 取締役 (執行役員専務、環境・インフラ系事業部門管掌兼グローバル事業推進室長) |

| 氏名 | 地位および担当 |
|-------|---|
| 上山 倫生 | 取締役 |
| 安永 哲郎 | 取締役(執行役員常務、セールス・マーケティング部門長兼同部門環境・インフラ営業統括部長兼日光雪害復旧対策本部副本部長) |
| 天野 望 | 取締役(執行役員常務、総務・CSR本部長兼同本部輸出管理室長兼同本部経営研究所長兼日光雪害復旧対策本部本部運営統括) |

8. 取締役塚本修氏は、平成26年3月31日付で、学校法人東京理科大学の特命教授を退任し、同年4月1日付で同大学の研究戦略・産学連携センター副センター長に就任いたしました。
9. 当社は、朝日生命保険相互会社との間に融資等の取引があります。また、同社は当社発行済株式の3.41% (同社が退職給付信託として信託設定した株式を含む) を保有しております。古河機械金属(株)は、当社発行済株式の3.42% (同社が退職給付信託として信託設定した株式を含む) を保有しており、当社は同社発行済株式の2.17%を保有しております。その他の社外取締役および社外監査役の兼職先との間には、特別の関係はありません。

ご参考 当社は執行役員制度を導入しており、上記以外の執行役員は次のとおりです。

平成26年4月1日現在

| 氏名 | 地位および担当 |
|------------------|--|
| 柳川 久治 | 執行役員常務(研究開発本部長) |
| 小塚 崇光 | 執行役員常務(自動車部品事業部門長兼日光雪害復旧対策本部副本部長兼古河AS(株)取締役会長) |
| 信崎 卓 | 執行役員(セールス・マーケティング部門電装・エレクトロニクス営業統括部長兼関西支社長兼同支社北陸支店長) |
| 鈴木 義博 | 執行役員(生産技術本部長兼日光雪害復旧対策本部復旧支援統括) |
| 溝田 義昭 | 執行役員(ファイバ・ケーブル事業部門長兼電子線事業部門長) |
| 白坂 有生 | 執行役員(研究開発本部高温超電導事業化チーム長兼SuperPower Inc. (米国) President) |
| 中村 俊一 | 執行役員(ブロードバンド事業部門長) |
| Timothy Murray | 執行役員(OFS Fitel, LLC (米国) CEO 兼 Chairman) |
| Foad Shaikhzadeh | 執行役員(Furukawa Industrial S.A. Produtos Eletricos (ブラジル) President) |
| 木村 隆秀 | 執行役員(電装・エレクトロニクス系事業部門管掌兼戦略本部新事業推進室長兼日光雪害復旧対策本部副本部長) |
| 川口 寛 | 執行役員(銅管事業部門長兼同事業部門製造部長) |
| 福地 光 | 執行役員(セールス・マーケティング部門中部支社長) |
| 柏木 隆宏 | 執行役員(巻線事業部門長) |
| 荻原 弘之 | 執行役員(財務・調達本部長兼同本部経理部長) |
| 小林 敬一 | 執行役員(銅条・高機能材事業部門長兼日光雪害復旧対策本部製造・営業統括兼同本部製造・営業統括日光製造体制整備チーム長) |

(2) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

1 当社の役員報酬決定の方針および役員報酬の概要

当社は、平成22年5月より、社外役員2名を含む報酬委員会が、取締役会の委任に基づき役員の報酬等に関する方針や制度等について審議、決定しております。同委員会が定めた当社の役員報酬の決定に関する方針は、「役員報酬は、当社グループが企業価値を増大させ、事業活動を通じて社会に貢献しながら持続的に発展していくために、個々の役員がその持てる能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を果たすことを可能ならしめる内容のものとする。」となっております。

同方針に基づき、当社の役員報酬は、役位ごとの基準額をベースに、会社への貢献度等に応じて決定した額を毎月金銭で支給する「月例報酬」と、各事業年度の連結当期純利益を基準に算出された総支給額を役位に応じ配分して決定する個人別支給額を年一回金銭で支給する「業績連動報酬」の2つで構成されております。なお、社外取締役を除く取締役（業務執行取締役）に対しては上述の月例報酬と業績連動報酬を、社外取締役および監査役に対しては役位等に応じた一定の月例報酬のみを支給することにしております。

2 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分 | 人 員 | 支 給 額 | | | 備 考 |
|------------------|-------------|-------------------|-------------|-------------------|-----------------------|
| | | 月例報酬総額 | 業績連動報酬総額 | 計 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 15名 (4名) | 342百万円 (21百万円) | 1百万円 (—) | 343百万円 (21百万円) | 取締役報酬限度額(総額)は年額600百万円 |
| 監査役 (うち社外監査役) | 5名 (3名) | 82百万円 (22百万円) | — (—) | 82百万円 (22百万円) | 監査役報酬限度額(総額)は年額86百万円 |
| 計 (うち社外役員) | 20名 (7名) | 425百万円 (44百万円) | 1百万円 (—) | 426百万円 (44百万円) | — |

- (注) 1. 上表の備考欄に記載のとおり、株主総会決議による取締役報酬限度額は年額6億円(使用人兼務取締役の使用人分給与含まず)、監査役報酬限度額は年額86百万円です。
2. 上表の支給人員および支給額には、当該事業年度に退任した取締役4名を含んでおります。
3. 厳しい決算状況等に鑑み、常勤の取締役への報酬支給額は減額しておりましたが、平成26年3月をもって本減額は終了しました。また、常勤の監査役も報酬の一部返上を行なっておりましたが、同じく平成26年3月をもって本返上は終了しました。このほか、業務執行取締役の報酬の一部を業績連動報酬としており、平成25年度業績連動報酬は、所定の計算式に基づき算出した結果、表中に記載のとおり1百万円となりました。
4. また、上表のほか、当該事業年度に退任した社外取締役のうち1名に対し、退職慰労金として1百万円支給しております。なお、当社は平成18年6月29日開催の第184回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金制度を既に廃止しており、この1百万円は同株主総会決議に基づく打ち切り支給額となります。

(3) 社外役員に関する事項

1) 社外役員の主な活動状況

1 社外取締役

| 氏名 | 出席状況 | | 発言の状況 |
|-------|---------|------|---|
| | 取締役会 | 監査役会 | |
| 藤田 純孝 | 19回中19回 | | 商社の経営者としての豊富な知識・経験および他社の社外役員としての幅広い見識等に基づき、個々の設備投資および事業再編案件での質問に加え、財務会計や株主還元などの議案につき、その方針を質し、判断軸の提示やグループ・グローバル経営の視点での提言を行なったほか、コンプライアンス体制整備のための措置を求めるなど、活発な発言を行なっております。 なお、同氏は当社報酬委員会の委員としても活動しており、同委員会でも活発な発言を行なっております。 |
| 相馬 信義 | 14回中13回 | | グローバルに展開する非鉄金属メーカーの経営者としての豊富な知識・経験に基づき、主に海外展開や各事業部門における戦略に関する議案のほか、人事関連の議案につき、内容を質し、事例の提示を行なうとともに、コンプライアンス体制整備のための措置を求めるなど、活発な発言を行なっております。 |
| 塚本 修 | 14回中14回 | | 経済産業省における産業政策分野での豊富な経験と高い識見に基づき、主に構造改革や海外展開に関する議案のほか、人材育成に関する議案につき、内容を質し、リスク管理に関する提言や専門性を背景にした対応策の例示を行なったほか、コンプライアンス体制整備のための措置を求めるなど、活発な発言を行なっております。 |

(注) 社外取締役の相馬信義氏および塚本修氏は、第191回定時株主総会において新たに選任されたため、出席対象となる取締役会の回数が他の社外取締役と異なります。

2 社外監査役

| 氏名 | 出席状況 | | 発言の状況 |
|------|---------|-------|--|
| | 取締役会 | 監査役会 | |
| 藤田 讓 | 19回中15回 | 9回中9回 | 金融機関の経営者や他社の社外役員としての豊富な知識・経験に基づき、取締役会および監査役会において、海外展開やリスクマネジメント等に関する議案につき、内容を質し、内部統制体制の強化を求めるなど、活発に発言しております。 また、監査役会においては、上記に加え、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発な発言を行なっております。 |

| 氏名 | 出席状況 | | 発言の状況 |
|-------|---------|-------|--|
| | 取締役会 | 監査役会 | |
| 工藤 正 | 19回中18回 | 9回中9回 | 金融機関の経営者を務め、また他社の社外役員としての幅広い経験や知見を有し、取締役会および監査役会において、子会社などにおけるガバナンス体制の強化を求めたほか、出資やリスクマネジメント等の議案につき、適切な評価軸を提示するなど、活発な発言を行なっております。 また、監査役会においては、上記に加え、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発な発言を行なっております。 なお、同氏は当社報酬委員会の委員としても活動しており、同委員会でも活発な発言を行なっております。 |
| 頃安 健司 | 19回中18回 | 9回中8回 | 弁護士としての経験および他社の社外役員としての幅広い見識等に基づき、取締役会および監査役会において、主にコンプライアンスを中心としたリスクマネジメント等に関する議案に際し、その運用状況等につき内容を質し提言を行なうなど、活発な発言を行なっております。 また、監査役会においては、上記に加え、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発な発言を行なっております。 |

2) 当該事業年度における当社の不当・不正な業務執行に関する対応の概要

「1. 企業集団の現況に関する事項」に記載のとおり、当社は自動車用部品、架空送電工事、電力ケーブルの取引に関し、独占禁止法・競争法違反行為を行っていたとする決定などを日本を含む各国で受けました。

これらの違反行為は、本事業年度の開始時には既に終了しているものですが、社外取締役および社外監査役は、コンプライアンスは企業活動の基盤であるとして、日頃より、再発防止策を含む当社グループ全体での法令遵守体制の強化を求め、その具体的な方法についての提言を行なっているほか、同体制の整備状況が適宜取締役会へ報告されることを求めています。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金7百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額です。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

| | |
|---|--------|
| ① 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 247百万円 |
| ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 | 228百万円 |
| ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額 | 82百万円 |

(注) 当社および当社の子会社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記②および③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

なお、当社の重要な子会社のうち、FCM(株)ほか10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む)の規定によるものに限る)を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項以外の非監査業務として、会計アドバイザリー業務等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、取締役会および監査役会は、以下のとおり定めております。

1 取締役会

会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合、監査役会の同意を得たうえで、または下記の監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とする。

2 監査役会

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを請求する。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき監査役会として、会計監査人を解任する。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告する。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める「株式

会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、次のとおり基本方針を定めております。

当社および当社グループは、事業環境や市場の変化に機動的に対応した事業運営を行い意思決定の迅速化など経営の効率化を追求する一方、以下の方針

と体制によって、経営の健全性の維持、向上に努め、企業価値の増大を図る。

1 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・「古河電工グループ理念」「古河電工グループCSR行動規範」を倫理法令遵守の基本とし、「コンプライアンスに関する規程」に基づき、社長が最高責任者となり、CSR・リスクマネジメント委員会、総務・CSR本部を中心に、社内教育や法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進する。
- ・コンプライアンス活動の浸透と継続を図るため、各事業部門長等をコンプライアンス責任者とし、主要部門においては、部門リスク管理推進者を置き、各部門内でのコンプライアンス活動を効果的に推進する。
- ・カルテル行為等の再発防止のため、独占禁止法、各国競争法に関する教育・啓蒙活動を継続し、同業他社との接触、価格決定プロセスに関する統制を強化するとともに、定期的に外部専門家の助言を受ける
- 等、監視を徹底する。
- ・コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度」を活用し、通報があった事案については、通報者保護との調和を図りつつ、総務・CSR本部CSR推進部および関係部門が適正かつ迅速に対応し、これらの状況を取締役会へ報告する。
- ・監査部は、内部監査部門として、各部門の職務執行状況をモニタリングし、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果を経営層へ報告する。
- ・反社会的勢力に対しては、「古河電工グループCSR行動規範」第7項の4で示した基本的な考え方（毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する）に基づき、総務・CSR本部人事総務部を統轄部署として徹底した対応を行う。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役会、稟議等の重要な意思決定に係る記録および書類は、法令および「文書保管規程」その他の社内規程に基づき保管する。
- ・取締役の職務執行に係るものを含む各種情報については、「情報セキュリティ基本規程」等の社内規程に基づき管理するとともに、情報資産としての重要性和保護の必要性の観点からも適正に取扱う。

3 損失の危険（以下「リスク」という）の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会、稟議等の重要な意思決定を行う際には、当該事案から予測されるリスクを資料等に明示し、これらを認識したうえで判断する。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策につき、取締役会へ報告される体制を構築する。
- ・各業務執行部門におけるリスク管理状況については、監査部の内部監査の対象とし、その結果を定期的に取締役会へ報告する。
- ・「リスク管理・内部統制基本規程」においてリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、効果

的なリスク管理体制を構築するため、取締役会の下に、社長を委員長とし、事業部門管掌役員、セールス・マーケティング部門長、本部長および社長が指名する事業部門長からなるCSR・リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの事業運営上のリスク全般を把握し、その評価と管理方法の妥当性について検証する。

- ・CSR・リスクマネジメント委員会は、各種のリスクのうち、品質管理、安全、環境、防災・事業継続マネジメントなどにつき特別委員会を設置して、重点的にリスク管理体制を強化する。

4 財務報告の適正性を確保するための体制

- ・「リスク管理・内部統制基本規程」に基づき、「古河電工グループ『財務報告に係る内部統制の整備、評価』に関する基本方針（J-SOX対応基本方針）」を

定めるとともに、構築・整備・運営・モニタリングの体制と責任を明確にする。

5 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・中期経営計画および単年度予算において達成すべき経営目標を具体的に定め、各事業部門長等は、その達成に向けて職務を遂行し、達成状況を定期的に取締役会へ報告する。また、この結果は、報酬等の評価に適正に反映されるものとする。
- ・取締役会、稟議等で意思決定すべき事項については、付議基準を詳細かつ具体的に定めるとともに、

「業務執行責任者等の職務権限等に関する規程」により、各事業部門長等の職務権限と担当業務分掌の明確性を確保する。

- ・部門長の職務分掌についても、「基本職務分掌規程」および「職務上の責任と権限に関する規程」に基づき、組織変更等に対応して、常に見直しがなされる仕組みを構築する。

6 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「グループ経営管理規程」に基づき、子会社毎の管理責任者を定め、経営状況の把握および子会社に対する経営指導を行うとともに、一定の事項については、当社の承認を要するものとする。
- ・子会社にはコンプライアンス責任者を置き、総務・CSR本部が中心となり、子会社に対し、リスク管

理、内部統制、コンプライアンスに関する教育の実施や助言、指導を行う。

- ・主要な子会社へは、非常勤役員等を派遣し、コンプライアンスやリスク管理等を含む経営全般についてのモニタリングを行うほか、監査部は、親会社監査部門の立場からの子会社監査を実施する。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・ 監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議のうえ適任者を配置する。
- ・ 補助使用人は監査役付の発令を受け、監査役の指揮命令に従い監査役業務の補助および監査役会の運営の補助を行う。

8 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 補助使用人は、「監査役補助使用人の取扱い内規」により、取締役からの独立性が保障され、異動、考課、懲戒等については監査役の同意を要するものとする。

9 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 監査役が監査のために必要と判断する会議および資料については、常時出席、閲覧が可能な体制を維持する。
- ・ 内部統制の構築・運営状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況については、取締役または担当部門長が適宜監査役へ報告する。
- ・ 取締役および各部門長は、「会社に著しい損害を及ぼす事実」または「取締役の法令・定款に違反する重大な事実」を発見したとき、「内部通報制度による通報内容」の調査を実施したとき、「行政当局等からの指摘、処分等」を受けたときは、速やかに監査役へ報告する。

10 その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役会の監査方針・監査計画は、取締役会の報告事項とし社内に周知徹底するとともに、監査状況についても、定期的に社長および取締役会が報告を受ける。
- ・ 監査役監査基準を取締役および従業員に周知し、監査役監査の重要性等についての社内の認識・理解を深める。
- ・ 内部監査部門の強化を図り、監査役との連携を密にする。
- ・ その他監査役からの監査役監査の実効性確保等についての要請があった場合は、取締役および使用人は誠実に対応する。

(2) 会社の支配に関する基本方針

[1] 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成19年3月9日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者

の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を次のとおり定めております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆さま全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付

提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

[2] 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の株主および投資家の皆さまに長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下のような施策を実施しております。これらの取組みは、上記 [1] の基本方針の実現にも資するものと考えております。

当社グループは、「世紀を超えて培ってきた素材力を核として、絶え間ない技術革新により、真に豊かで持続可能な社会の実現に貢献する」ことを基本理念としております。当社グループの事業領域は、「情報通信」、「エネルギー・産業機材」、「金属」、「電装・エレクトロニクス」など多岐にわたっておりますが、これらの事業は明治17年の創業以来培ってきた素材の加工・応用技術を基盤に、産業の発展に伴い創造してきたものです。その事業創造の過程で当社グループは、独自

の技術、経験および経営ノウハウ等を積み重ねるとともに、顧客、取引先、地域社会、従業員などの様々なステークホルダーとの間の良好な関係の維持、発展に努めてきました。これらは、当社グループの有形・無形の貴重な財産であり、これらを毀損することなく、中長期的な視野で企業価値と株主共同の利益の一層の向上に結びつけるよう努めております。

以上の方針を事業へ展開していくにあたり、当社では、2015年度までの3カ年を対象とする中期経営計画「*Furukawa G Plan 2015*」を策定し、新興国を中心とした電力・通信といったインフラ市場の旺盛な需要への対応、自動車関連分野におけるアジアを中心とした製造・販売体制の構築のほか、持続的成長に向けた基盤の構築や財務体質の改善に取り組んでおります。

[3] 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成19年6月26日開催の第185回定時株主総会でご承認をいただき、買収防衛策として「当社株式等の大規模買付行為への対応策」を導入し、以降、一部内容を変更するとともに、買収防衛策を更新してきております。現在の買収防衛策は平成25年6月25日開催の第191回定時株主総会においてご承認をいただき、更新されたものです。(以下、現在の買収防衛策を「本プラン」といいます。)

本プランは、当社株式の大規模買付が行われる場合の手続きを明確にし、株主の皆さまが適切な判断をするために必要な情報や時間を確保したり、買付者との交渉等が一定の合理的ルールにしたがって行われることを確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としており、その概要は次のとおりです。

当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必

要な情報を当社に提出していただき、当該大規模買付行為は取締役会による評価期間(大規模買付行為の方法により、買付者からの必要情報の提供後60日または90日とします。)経過後にのみ開始されるものとし、買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう買付であると取締役会が判断した場合、例外的に対抗措置(大規模買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当等)を発動する場合があります。ただし、取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役および社外有識者からなる第三者委員会を設置し、第三者委員会は外部専門家の助言を得たうえで、買付内容の検討等を行います。取締役会是对抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行います。取締役会は、判断に際して第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

[4] 基本方針の具体的取組みおよび本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社は、前述のとおり、厳しい経営環境の下、持続的成長に向けた基盤の構築や財務体質の改善等に努めております。これらは当社の業績、経営指標を向上させ、企業価値の増大、株主共同の利益の向上につなげようとする取組みです。また、本プランについても、次の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致しており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成25年6月25日開催の第191回定時株主総会においてご承認いただき導入した

もので、株主の皆さまのご意思が反映されたものとなっております。

3) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される第三者委員会により行われることとされています。また、その判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、第三者委員会の委員は、次の3名です。

- ・松尾邦弘 (弁護士、元検事総長)
- ・工藤 正 (中央不動産(株) 特別顧問、当社社外監査役)
- ・釜 和明 (㈱IHI 代表取締役会長)

5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしていることから、取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の意思を反映させることが可能となっております。したがって、本プランは、いわゆる「デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）」ではありません。また、当社は、取締役の任期を1年とし、期差任期制を採用しておらず、経営陣の株主に対する責任をより明確なものとしております。したがって、本プランは、いわゆる「スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）」でもありません。

以 上

(注) 本書中に記載の金額は、表示単位未満の端数を百万円単位の場合は切り捨て、億円単位の場合は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位:百万円)

| 科目 | 第192期 (平成26年3月31日現在) | 第191期 (ご参考) (平成25年3月31日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------------|
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | 360,009 | 392,644 |
| 現金及び預金 | 26,719 | 31,293 |
| 受取手形及び売掛金 | 199,286 | 222,430 |
| 有価証券 | 20 | 17 |
| 商品及び製品 | 29,946 | 30,714 |
| 仕掛品 | 27,073 | 31,593 |
| 原材料及び貯蔵品 | 36,648 | 41,940 |
| 繰延税金資産 | 5,025 | 6,311 |
| その他 | 36,690 | 29,562 |
| 貸倒引当金 | △ 1,400 | △ 1,220 |
| 固定資産 | 354,835 | 427,057 |
| 有形固定資産 | 191,069 | 280,086 |
| 建物及び構築物 | 206,375 | 261,521 |
| 機械装置及び運搬具 | 439,047 | 664,682 |
| 工具、器具及び備品 | 68,137 | 83,746 |
| 土地 | 40,630 | 86,154 |
| リース資産 | 3,133 | 1,875 |
| 建設仮勘定 | 14,477 | 20,264 |
| 減価償却累計額 | △ 580,732 | △ 838,157 |
| 無形固定資産 | 9,596 | 12,614 |
| のれん | 4,070 | 4,910 |
| その他 | 5,525 | 7,704 |
| 投資その他の資産 | 154,169 | 134,356 |
| 投資有価証券 | 128,884 | 107,006 |
| 出資金 | 7,274 | 9,580 |
| 長期貸付金 | 1,340 | 1,121 |
| 退職給付に係る資産 | 3,472 | — |
| 繰延税金資産 | 3,529 | 5,895 |
| その他 | 11,112 | 13,196 |
| 貸倒引当金 | △ 1,445 | △ 2,443 |
| 資産合計 | 714,845 | 819,702 |

| 科目 | 第192期 (平成26年3月31日現在) | 第191期 (ご参考) (平成25年3月31日現在) |
|--------------------|-------------------------|-------------------------------|
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | 293,869 | 327,868 |
| 支払手形及び買掛金 | 104,377 | 133,125 |
| 短期借入金 | 119,913 | 125,049 |
| 社債 | 100 | 2,333 |
| 未払法人税等 | 1,653 | 2,846 |
| 繰延税金負債 | 65 | 42 |
| 製品補償引当金 | 1,099 | 1,396 |
| 災害損失引当金 | 1,210 | 144 |
| その他 | 65,449 | 62,930 |
| 固定負債 | 221,242 | 268,990 |
| 社債 | 40,000 | 30,284 |
| 長期借入金 | 117,842 | 162,830 |
| 繰延税金負債 | 1,269 | 1,306 |
| 退職給付引当金 | — | 52,294 |
| 退職給付に係る負債 | 42,525 | — |
| 環境対策引当金 | 11,768 | 12,048 |
| 資産除去債務 | 566 | 1,214 |
| その他 | 7,269 | 9,012 |
| 負債合計 | 515,111 | 596,858 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | 169,805 | 166,712 |
| 資本金 | 69,395 | 69,395 |
| 資本剰余金 | 21,467 | 21,467 |
| 利益剰余金 | 79,219 | 76,125 |
| 自己株式 | △ 276 | △ 274 |
| その他の包括利益累計額 | 7,431 | △ 973 |
| その他有価証券評価差額金 | 19,094 | 18,160 |
| 繰延ヘッジ損益 | △ 298 | 419 |
| 在外子会社退職給付に係る調整額 | — | △ 4,206 |
| 退職給付に係る調整累計額 | △ 5,555 | — |
| 為替換算調整勘定 | △ 5,808 | △ 15,346 |
| 少数株主持分 | 22,496 | 57,103 |
| 純資産合計 | 199,733 | 222,843 |
| 負債及び純資産合計 | 714,845 | 819,702 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

連結損益計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 第192期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで) | 第191期 (ご参考) (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで) |
|----------------|--|--|
| 売上高 | 931,781 | 924,717 |
| 売上原価 | 790,541 | 786,825 |
| 売上総利益 | 141,240 | 137,891 |
| 販売費及び一般管理費 | 115,783 | 120,128 |
| 営業利益 | 25,456 | 17,763 |
| 営業外収益 | 7,927 | 7,142 |
| 受取利息及び配当金 | 2,571 | 2,139 |
| 為替差益 | 2,033 | 2,678 |
| 持分法による投資利益 | — | 112 |
| 償却債権取立益 | 1,020 | — |
| その他 | 2,302 | 2,212 |
| 営業外費用 | 7,852 | 7,293 |
| 支払利息 | 4,551 | 5,067 |
| 持分法による投資損失 | 825 | — |
| その他 | 2,474 | 2,226 |
| 経常利益 | 25,532 | 17,612 |
| 特別利益 | 8,931 | 2,936 |
| 固定資産処分益 | 520 | 166 |
| 投資有価証券売却益 | 4,949 | 3 |
| 抱合せ株式消滅差益 | — | 166 |
| 退職給付信託設定益 | 3,013 | — |
| その他 | 447 | 2,601 |
| 特別損失 | 17,160 | 7,717 |
| 固定資産処分損 | 1,101 | 838 |
| 減損損失 | 6,805 | 2,581 |
| 事業構造改革費用 | 2,957 | 1,708 |
| カルテル関連費用 | 2,448 | 1,098 |
| 災害による損失 | 1,843 | — |
| その他 | 2,003 | 1,489 |
| 税金等調整前当期純利益 | 17,303 | 12,831 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,228 | 4,823 |
| 法人税等調整額 | 2,809 | 2,217 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 8,264 | 5,791 |
| 少数株主利益 | 2,656 | 2,214 |
| 当期純利益 | 5,608 | 3,576 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

連結株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|--------------------------|--------|--------|---------|-------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 69,395 | 21,467 | 76,125 | △ 274 | 166,712 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 2,118 | | △ 2,118 |
| 当期純利益 | | | 5,608 | | 5,608 |
| 連結子会社の増加に伴う増加高 | | | 20 | | 20 |
| 連結子会社の増加に伴う減少高 | | | △ 372 | | △ 372 |
| 連結子会社の減少に伴う減少高 | | | △ 43 | | △ 43 |
| 自己株式の取得 | | | | △ 1 | △ 1 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | 3,094 | △ 1 | 3,092 |
| 当期末残高 | 69,395 | 21,467 | 79,219 | △ 276 | 169,805 |

(単位：百万円)

| | その他の包括利益累計額 | | | | | | 少数株主 持分 | 純資産 合計 |
|--------------------------|---------------------|-------------|-------------------------|----------------------|--------------|-----------------------|------------|-----------|
| | 其他有 価証券評 価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 在外子会社 退職給付に 係る調整額 | 退職給付に 係る調整 累計額 | 為替換算 調整勘定 | その他の 包括利益 累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 18,160 | 419 | △ 4,206 | — | △ 15,346 | △ 973 | 57,103 | 222,843 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △ 2,118 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 5,608 |
| 連結子会社の増加に伴う増加高 | | | | | | | | 20 |
| 連結子会社の増加に伴う減少高 | | | | | | | | △ 372 |
| 連結子会社の減少に伴う減少高 | | | | | | | | △ 43 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △ 1 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | 934 | △ 717 | 4,206 | △ 5,555 | 9,537 | 8,405 | △ 34,607 | △ 26,202 |
| 当期変動額合計 | 934 | △ 717 | 4,206 | △ 5,555 | 9,537 | 8,405 | △ 34,607 | △ 23,109 |
| 当期末残高 | 19,094 | △ 298 | — | △ 5,555 | △ 5,808 | 7,431 | 22,496 | 199,733 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位:百万円)

| 科目 | 第192期 (平成26年3月31日現在) | 第191期 (ご参考) (平成25年3月31日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------------|
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | 196,753 | 165,864 |
| 現金及び預金 | 1,676 | 457 |
| 受取手形 | 4,596 | 3,249 |
| 売掛金 | 100,705 | 98,845 |
| 商品及び製品 | 2,857 | 3,237 |
| 仕掛品 | 12,245 | 10,039 |
| 原材料及び貯蔵品 | 11,143 | 7,837 |
| 前渡金 | 132 | 132 |
| 前払費用 | 399 | 442 |
| 繰延税金資産 | 1,961 | 1,994 |
| 未収法人税等 | 3,468 | 625 |
| 短期貸付金 | 33,154 | 5,541 |
| 未収入金 | 24,168 | 33,174 |
| その他 | 289 | 328 |
| 貸倒引当金 | △ 47 | △ 41 |
| 固定資産 | 255,326 | 263,301 |
| 有形固定資産 | 66,393 | 74,115 |
| 建物 | 28,828 | 30,444 |
| 構築物 | 2,201 | 2,415 |
| 機械装置 | 9,696 | 14,803 |
| 車輛運搬具 | 96 | 63 |
| 工具器具備品 | 1,292 | 1,323 |
| 土地 | 22,545 | 23,658 |
| リース資産 | 26 | 37 |
| 建設仮勘定 | 1,707 | 1,368 |
| 無形固定資産 | 1,584 | 2,141 |
| のれん | 14 | 38 |
| ソフトウェア | 1,150 | 1,661 |
| 施設利用権 | 0 | 2 |
| 特許権 | 40 | 50 |
| その他 | 379 | 389 |
| 投資その他の資産 | 187,348 | 187,044 |
| 投資有価証券 | 45,233 | 46,965 |
| 関係会社株式 | 106,902 | 105,157 |
| 関係会社出資金 | 30,349 | 30,180 |
| 関係会社長期貸付金 | 167 | 242 |
| 前払年金費用 | 3,110 | — |
| その他 | 7,373 | 8,801 |
| 貸倒引当金 | △ 5,787 | △ 4,303 |
| 資産合計 | 452,079 | 429,166 |

| 科目 | 第192期 (平成26年3月31日現在) | 第191期 (ご参考) (平成25年3月31日現在) |
|------------------|-------------------------|-------------------------------|
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | 149,981 | 128,402 |
| 支払手形 | 640 | 618 |
| 買掛金 | 68,961 | 62,980 |
| 短期借入金 | 44,835 | 40,340 |
| 社債 | — | 2,000 |
| リース債務 | 455 | 459 |
| 未払金 | 19,267 | 6,835 |
| 未払費用 | 13,415 | 13,553 |
| 前受金 | 106 | 105 |
| 製品補償引当金 | 362 | 669 |
| 災害損失引当金 | 1,102 | 55 |
| 設備関係支払手形 | 33 | 42 |
| その他 | 800 | 741 |
| 固定負債 | 171,332 | 171,185 |
| 社債 | 40,000 | 30,000 |
| 長期借入金 | 94,726 | 103,399 |
| リース債務 | 557 | 1,004 |
| 退職給付引当金 | 19,327 | 22,254 |
| 環境対策引当金 | 10,520 | 10,622 |
| 繰延税金負債 | 4,262 | 1,889 |
| 資産除去債務 | 415 | 414 |
| その他 | 1,522 | 1,600 |
| 負債合計 | 321,314 | 299,588 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | 113,390 | 112,643 |
| 資本金 | 69,395 | 69,395 |
| 資本剰余金 | 21,467 | 21,467 |
| その他資本剰余金 | 21,467 | 21,467 |
| 利益剰余金 | 22,769 | 22,021 |
| 利益準備金 | 211 | — |
| その他利益剰余金 | 22,558 | 22,021 |
| 繰越利益剰余金 | 22,558 | 22,021 |
| 自己株式 | △ 242 | △ 240 |
| 評価・換算差額等 | 17,374 | 16,934 |
| その他有価証券評価差額金 | 17,548 | 17,040 |
| 繰延ヘッジ損益 | △ 173 | △ 105 |
| 純資産合計 | 130,765 | 129,577 |
| 負債及び純資産合計 | 452,079 | 429,166 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

損益計算書（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目 | 第192期 （平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで） | 第191期（ご参考） （平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで） |
|----------------|--|---|
| 売上高 | 428,301 | 396,154 |
| 売上原価 | 395,853 | 366,940 |
| 売上総利益 | 32,448 | 29,214 |
| 販売費及び一般管理費 | 30,204 | 32,605 |
| 営業利益または営業損失（△） | 2,244 | △ 3,391 |
| 営業外収益 | 9,522 | 24,200 |
| 受取利息及び配当金 | 9,037 | 23,499 |
| その他 | 484 | 700 |
| 営業外費用 | 2,557 | 2,781 |
| 支払利息 | 2,034 | 2,189 |
| その他 | 523 | 591 |
| 経常利益 | 9,208 | 18,027 |
| 特別利益 | 7,887 | 221 |
| 固定資産処分益 | 303 | 95 |
| 投資有価証券売却益 | 4,519 | 0 |
| 退職給付信託設定益 | 3,013 | — |
| 災害損失引当金戻入額 | — | 51 |
| 関係会社事業譲渡益 | — | 57 |
| その他 | 50 | 17 |
| 特別損失 | 12,943 | 4,601 |
| 固定資産処分損 | 469 | 349 |
| 貸倒引当金繰入額 | 2,357 | — |
| 関係会社株式評価損 | 1,750 | 106 |
| 減損損失 | 3,732 | 1,762 |
| 事業構造改革費用 | 410 | 862 |
| カルテル関連費用 | 1,903 | 1,037 |
| 災害による損失 | 1,781 | — |
| その他 | 538 | 483 |
| 税引前当期純利益 | 4,152 | 13,647 |
| 法人税、住民税及び事業税 | △ 876 | △ 2,644 |
| 法人税等調整額 | 2,161 | 1,351 |
| 当期純利益 | 2,867 | 14,939 |

（注） 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

株主資本等変動計算書（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | 株主資本 合計 |
|-------------------------|--------|--------------|-------------|-------|-----------------------------|-------------|-------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 自己株式 | |
| | | その他 資本剰余金 | 資本 剰余金合計 | | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 当期首残高 | 69,395 | 21,467 | 21,467 | — | 22,021 | 22,021 | △ 240 | 112,643 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △ 2,118 | △ 2,118 | | △ 2,118 |
| 利益準備金の積立 | | | | 211 | △ 211 | — | | — |
| 当期純利益 | | | | | 2,867 | 2,867 | | 2,867 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △ 1 | △ 1 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | 211 | 536 | 748 | △ 1 | 747 |
| 当期末残高 | 69,395 | 21,467 | 21,467 | 211 | 22,558 | 22,769 | △ 242 | 113,390 |

（単位：百万円）

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-------------------------|-----------------|-------------|----------------|---------|
| | 其他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 17,040 | △ 105 | 16,934 | 129,577 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △ 2,118 |
| 利益準備金の積立 | | | | — |
| 当期純利益 | | | | 2,867 |
| 自己株式の取得 | | | | △ 1 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 507 | △67 | 440 | 440 |
| 当期変動額合計 | 507 | △67 | 440 | 1,187 |
| 当期末残高 | 17,548 | △173 | 17,374 | 130,765 |

（注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

古河電気工業株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|---------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 秋 山 賢 一 | ㊟ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴 木 聡 | ㊟ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 吉 田 哲 也 | ㊟ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、古河電気工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古河電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、有形固定資産の減価償却の方法について、従来、会社と国内連結子会社は建物以外については主に定率法を採用し、在外連結子会社は主に定額法を採用していたが、当連結会計年度より、会社と国内連結子会社においても定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

古河電気工業株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|---------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 秋 山 賢 一 | ㊟ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴 木 聡 | ㊟ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 吉 田 哲 也 | ㊟ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古河電気工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第192期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、有形固定資産の減価償却の方法について、従来、会社は建物以外については主に定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第192期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、重点的監査項目の一つとして設定し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は、かねて関係当局の調査を受けていた自動車用部品のカルテルに関して、昨年4月にカナダで同国競争法違反により罰金を課され、同年7月には欧州委員会から欧州競争法違反により制裁金を課す決定を受けました。また、昨年12月および本年1月には、架空送電工事に係るカルテルについて、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受け、これに伴い、本年4月には、電気工事業の一部について、国土交通省より建設業法に基づく処分を受けております。このほか、国内外の電力ケーブル事業者等を対象に平成21年1月に開始された欧州委員会による調査の結果として、本年4月に持分法適用の関連会社である㈱ビスキャスとともに、同委員会から制裁金を課す決定を受けました。当社グループにおいては、同業他社との接触や価格決定に関する社内ルールの徹底など再発防止のための活動の継続とともに、独占禁止法・競争法遵守にとどまらず、他の法領域においても、各国・地域における近時の法規制の強化に対応した国内外グループ役職員への教育の充実や、内部監査部門によるモニタリングの強化といった活動がグループを挙げて展開されていることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月7日

古河電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役 小川 博 正 ㊟

常勤監査役 伊藤 隆 彦 ㊟

社外監査役
(非常勤) 藤田 讓 ㊟

社外監査役
(非常勤) 工藤 正 ㊟

社外監査役
(非常勤) 頃安 健 司 ㊟

以 上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社では、株主の皆さまへの適切な利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけており、長期的視野に立って今後の収益動向と財務状況を見据えつつ、将来の事業展開も考慮のうえ、安定的に配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、財務体質の改善を図りつつ、インフラ/自動車市場を中心とした成長戦略投資や、持続的成長に向けた基盤となる次世代新事業育成のための投資の必要性など、諸般の事情を勘案し、次のとおり1株につき3円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額2,118,652,503円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社グループの事業の拡大に対応し、監査体制の一層の強化、充実を図るため、当社定款第48条に定める監査役の員数を5名以内から6名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現行定款 | 変更案 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 第1章 総 則 (条文記載省略) | 第1章 総 則 (現行どおり) |
| 第2章 株 式 (条文記載省略) | 第2章 株 式 (現行どおり) |
| 第3章 優先株式 (条文記載省略) | 第3章 優先株式 (現行どおり) |
| 第4章 劣後株式 (条文記載省略) | 第4章 劣後株式 (現行どおり) |
| 第5章 株主総会 (条文記載省略) | 第5章 株主総会 (現行どおり) |
| 第6章 取締役および取締役会 (条文記載省略) | 第6章 取締役および取締役会 (現行どおり) |
| 第7章 監査役および監査役会 (員数および常勤の監査役) | 第7章 監査役および監査役会 (員数および常勤の監査役) |
| 第48条 当会社の監査役は、 <u>5</u> 名以内とする。 | 第48条 当会社の監査役は、 <u>6</u> 名以内とする。 |
| 2. (条文記載省略) | 2. (現行どおり) |
| 第49条 { (条文記載省略) | 第49条 { (現行どおり) |
| 第54条 | 第54条 |
| 第8章 計 算 (条文記載省略) | 第8章 計 算 (現行どおり) |

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いするものであります。なお、グループ・グローバル経営の更なる促進のため、経営体制を強化するべく、取締役を1名増員し、12名とさせていただきますたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1** よしだ まさお
吉田 政雄（昭和24年2月5日生）

■ 略歴、地位および担当

昭和47年 4月 当社入社
 平成14年 6月 当社取締役
 平成15年 6月 当社執行役員常務
 平成16年 6月 当社常務取締役兼執行役員常務
 平成18年 6月 当社専務取締役兼執行役員専務
 平成20年 6月 当社取締役社長、COO
 平成21年 6月 当社取締役社長
 平成24年 4月 当社取締役会長
 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

古河機械金属㈱社外取締役

■ 所有する当社株式の数

普通株式 37,000株

候補者番号 **2** しばた みつよし
柴田 光義（昭和28年11月5日生）

■ 略歴、地位および担当

昭和52年 4月 当社入社
 平成22年 6月 当社取締役兼執行役員常務
 平成24年 4月 当社取締役社長
 平成25年 11月 当社取締役社長兼
 グループ・グローバル経営推進本部長
 平成26年 2月 当社取締役社長兼
 グループ・グローバル経営推進本部長兼
 日光雪害復旧対策本部長
 現在に至る

■ 所有する当社株式の数

普通株式 35,000株

候補者番号

3

ふじた すみたか
藤田 純孝

(昭和17年12月24日生)

社外取締役候補者

独立役員

■ 略歴、地位および担当

昭和40年 4月 伊藤忠商事(株)入社
平成 7年 6月 同社取締役
平成 9年 4月 同社常務取締役
平成11年 4月 同社専務取締役
平成13年 4月 同社取締役副社長
平成18年 4月 同社取締役副会長
平成20年 6月 同社相談役
同 年 同月 当社社外取締役
現在に至る
平成21年 6月 日本板硝子(株)社外取締役
現在に至る

平成23年 7月 伊藤忠商事(株)理事
現在に至る
平成24年 4月 オリンパス(株)社外取締役
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

伊藤忠商事(株)理事、日本板硝子(株)社外取締役、
オリンパス(株)社外取締役

■ 所有する当社株式の数

普通株式 23,000株

候補者番号

4

そうま のぶよし
相馬 信義

(昭和20年1月16日生)

社外取締役候補者

■ 略歴、地位および担当

昭和42年 4月 古河鋳業(株)入社
(現 古河機械金属(株))
平成11年 6月 同社執行役員
平成16年 6月 同社常務執行役員
平成18年 6月 同社常務取締役
平成19年 6月 同社代表取締役社長
平成25年 6月 同社代表取締役会長
現在に至る
同 年 同月 当社社外取締役
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

古河機械金属(株)代表取締役会長

■ 所有する当社株式の数

普通株式 2,000株

候補者番号

5

つかもと
塚本おさむ
修

(昭和28年6月11日生)

社外取締役候補者

■ 略歴、地位および担当

昭和52年 4月 通商産業省入省
(現 経済産業省)

平成15年 7月 大臣官房審議官
(地域経済産業グループ・
資源エネルギー庁担当)

平成16年 6月 製造産業局次長

平成18年 7月 大臣官房技術総括審議官

平成20年 7月 関東経済産業局長

平成21年 7月 経済産業省地域経済産業審議官

平成22年 7月 退官

同 年 10月 学校法人東京理科大学特命教授

同 年 同月 当社非常勤顧問

平成25年 6月 当社社外取締役
現在に至る

平成26年 3月 学校法人東京理科大学特命教授退任

同 年 4月 同大学研究戦略・産学連携センター
副センター長
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

学校法人東京理科大学研究戦略・産学連携センター副センター長

■ 所有する当社株式の数

0株

候補者番号

6

さとう
佐藤てつや
哲哉

(昭和27年12月4日生)

■ 略歴、地位および担当

昭和50年 4月 通商産業省入省
(現 経済産業省)

平成13年 1月 原子力安全・保安院審議官 (産業保安担当)

平成14年 7月 大臣官房審議官 (基準認証担当)

平成16年 6月 退官

同 年 7月 商工組合中央金庫理事
(現 ㈱商工組合中央金庫)

平成18年 7月 同理事退任

同 年 8月 当社執行役員、輸出管理室長

平成19年 2月 当社執行役員、CSRO兼CSR推進本部長兼
同本部輸出管理室長

同 年 6月 当社取締役兼執行役員、CSRO兼
CSR推進本部長兼同本部輸出管理室長

平成21年 6月 当社取締役兼執行役員常務、CSRO兼
CSR推進本部長兼同本部輸出管理室長

平成24年 4月 当社取締役兼執行役員常務、CSO

平成25年 4月 当社取締役兼執行役員常務、戦略本部長兼
同本部スマートグリッド推進室長

平成25年 6月 古河スカイ(株)社外監査役 (現 ㈱UACJ)
現在に至る

同 年 同月 古河電池(株)社外取締役
現在に至る

同 年 9月 当社取締役兼執行役員常務、戦略本部長兼
同本部スマートインフラ推進室長

平成26年 2月 当社取締役兼執行役員常務、戦略本部長兼
同本部スマートインフラ推進室長兼
日光雪害復旧対策本部副本部長

同 年 4月 当社取締役兼執行役員専務、戦略本部長兼
同本部スマートインフラ推進室長兼
日光雪害復旧対策本部副本部長
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

㈱UACJ社外監査役、古河電池(株)社外取締役

■ 所有する当社株式の数

普通株式 18,000株

候補者番号

7

おおたけ ひろゆき

大竹 博幸

(昭和25年2月14日生)

■ 略歴、地位および担当

昭和49年 4月 当社入社
平成16年 6月 蘇州古河電力光纜有限公司総経理
平成20年 3月 同社董事長兼総経理
平成22年 6月 同社董事長
現在に至る
同 年 同月 当社執行役員、社長付(海外事業推進担当)
同 年 8月 当社執行役員、副CMO
平成23年 4月 当社執行役員常務、CMO
平成25年 4月 当社執行役員常務、
環境・インフラ系事業部門管掌兼
グローバル事業推進室長
同 年 6月 当社取締役兼執行役員常務、
環境・インフラ系事業部門管掌兼
グローバル事業推進室長

平成26年 4月 当社取締役兼執行役員専務、
環境・インフラ系事業部門管掌兼
グローバル事業推進室長
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

蘇州古河電力光纜有限公司董事長

■ 所有する当社株式の数

普通株式 12,000株

候補者番号

8

やすなが てつろう

安永 哲郎

(昭和29年9月20日生)

■ 略歴、地位および担当

昭和53年 4月 当社入社
平成20年 6月 当社執行役員、中部支社長
平成22年 6月 当社執行役員、
金属カンパニー副カンパニー長
平成23年 3月 当社執行役員、
金属カンパニー副カンパニー長兼
同カンパニー銅箔事業部長
平成24年 4月 当社執行役員常務、金属カンパニー長
平成25年 4月 当社執行役員常務、
セールス・マーケティング部門長
同 年 6月 当社取締役兼執行役員常務、
セールス・マーケティング部門長

平成26年 2月 当社取締役兼執行役員常務、
セールス・マーケティング部門長兼
日光雪害復旧対策本部副本部長
同 年 4月 当社取締役兼執行役員常務、
セールス・マーケティング部門長兼
同部門環境・インフラ営業統括部長兼
日光雪害復旧対策本部副本部長
現在に至る

■ 所有する当社株式の数

普通株式 5,000株

候補者番号

9

あまの
天野のぞむ
望

(昭和31年7月15日生)

■ 略歴、地位および担当

昭和55年 4月 当社入社
 平成22年 6月 当社取締役兼執行役員、CSO
 平成24年 4月 当社取締役兼執行役員、CSRO兼
 CSR推進部長兼同本部輸出管理室長
 平成25年 4月 当社取締役兼執行役員、
 総務・CSR本部長兼同本部輸出管理室長
 同 年 8月 当社取締役兼執行役員、
 総務・CSR本部長兼同本部輸出管理室長兼
 同本部経営研究所長
 平成26年 2月 当社取締役兼執行役員、
 総務・CSR本部長兼同本部輸出管理室長兼
 同本部経営研究所長兼
 日光雪害復旧対策本部本部運営統括

平成26年 4月 当社取締役兼執行役員常務、
 総務・CSR本部長兼同本部輸出管理室長兼
 同本部経営研究所長兼
 日光雪害復旧対策本部本部運営統括
 現在に至る

■ 所有する当社株式の数

普通株式 16,000株

候補者番号

10

こづか
小塚たかみつ
崇光

(昭和33年2月17日生)

新任候補者

■ 略歴、地位および担当

昭和57年 4月 当社入社
 平成19年 2月 当社電装・エレクトロニクスカンパニー
 自動車部品事業部三重電装工場長
 同 年 10月 古河AS(株)生産本部機能製品部長
 平成20年 6月 同社取締役兼執行役員
 平成22年 6月 同社常務取締役兼執行役員
 平成23年 6月 同社専務取締役兼執行役員
 平成24年 4月 当社執行役員、
 電装・エレクトロニクスカンパニー
 自動車部品事業部長兼
 古河AS(株)専務取締役兼執行役員
 同 年 6月 当社執行役員、
 電装・エレクトロニクスカンパニー
 自動車部品事業部長兼
 古河AS(株)取締役副社長兼執行役員

平成25年 4月 当社執行役員、自動車部品事業部門長兼
 古河AS(株)取締役副社長兼執行役員
 平成26年 2月 当社執行役員、自動車部品事業部門長兼
 日光雪害復旧対策本部副本部長兼
 古河AS(株)取締役副社長兼執行役員
 同 年 4月 当社執行役員常務、
 自動車部品事業部門長兼
 日光雪害復旧対策本部副本部長兼
 古河AS(株)取締役会長
 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

古河AS(株)取締役会長

■ 所有する当社株式の数

普通株式 6,000株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

11

きむら たかひで
木村 隆秀

(昭和33年12月12日生)

新任候補者

■ 略歴、地位および担当

| | | | |
|----------|--|----------|--|
| 昭和56年 4月 | 当社入社 | 平成24年 4月 | 当社新事業推進室長 |
| 平成13年 4月 | Furukawa FITEL (Thailand) Co., Ltd. Managing Director | 平成25年 4月 | 当社戦略本部新事業推進室長 |
| 平成18年 1月 | OFS Fitel, LLC Director, Executive Vice President | 平成26年 4月 | 当社執行役員、 電装・エレクトロニクス系事業部門管掌兼 戦略本部新事業推進室長兼 |
| 平成21年 6月 | 当社情報通信カンパニーファイテル製品部 主査 | | 日光雪害復旧対策本部副本部長 現在に至る |
| 同 年 7月 | 当社情報通信カンパニーファイテル製品部 業務部長 | | |
| 平成22年 4月 | 当社情報通信カンパニーファイテル製品 事業部長 | | |

■ 所有する当社株式の数

普通株式 7,000株

候補者番号

12

おぎわら ひろゆき
荻原 弘之

(昭和36年2月18日生)

新任候補者

■ 略歴、地位および担当

| | |
|----------|--------------------------------------|
| 昭和58年 4月 | 当社入社 |
| 平成21年 6月 | 当社経理部長 |
| 平成25年 4月 | 当社財務・調達本部経理部長 |
| 平成26年 4月 | 当社執行役員、財務・調達本部長兼 同本部経理部長 現在に至る |

■ 所有する当社株式の数

普通株式 13,000株

(注) 社外取締役候補者に関する事項

① 藤田純孝氏、相馬信義氏および塚本修氏は、社外取締役候補者です。

② 社外取締役候補者とした理由等は、以下のとおりです。

- ・ 藤田純孝氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。また、同氏については、東京証券取引所が定める独立役員の届出を行なっております。

同氏は、直近事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)において、当該年度中に開催された取締役会19回全てに出席し、商社の経営者としての豊富な知識・経験および他社の社外役員としての幅広い見識等に基づき、個々の設備投資および事業再編案件での質問に加え、財務会計や株主還元などの議案につき、その方針を質し、判断軸の提示やグループ・グローバル経営の視点での提言を行なったほか、コンプライアンス体制整備のための措置を求めるなど、当社の適正な業務執行監督に寄与してきました。当社と、同氏が理事を務める伊藤忠商事(株)の間には、同社を代理店として当社製品等を海外顧客に販売する取引がありますが、同取引における同社向け売上高は、約16億円(直近事業年度における当社売上高全体の0.4%未満)であり、当社の事業運営に関する経営判断に影響を及ぼすおそれなく、かつ株主の皆さまとの間に利益相反が生じるおそれがないことから、独立取締役としての貢献を期待して、引き続き社外取締役に選任をお願いするものです。

- ・ 相馬信義氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

同氏は、平成25年6月25日開催の第191回定時株主総会での選任後に開催された取締役会14回のうち13回出席し、グローバルに展開する非鉄金属メーカーの経営者としての豊富な知識・経験に基づき、主に海外展開や各事業部門における戦略に関する議案のほか、人事関連の議案につき、内容を質し、事例の提示を行なうとともに、コンプライアンス体制整備のための措置を求めるなど、当社の適正な業務執行監督に寄与してきたことから、引き続き社外取締役に選任をお願いするものです。なお、当社と、同氏が代表取締役を務める古河機械金属(株)の間には、下記[事実の概要]に記載の関係がありますが、株主の皆さまとの間に利益相反が生じるおそれはなく、取締役会の監督機能を確保するうえでも適任であると判断しております。

事実の概要： 当社発行済株式の3.42% (退職給付信託として信託設定した株式を含む) を古河機械金属(株)が保有、同社発行済株式の2.17%を当社が保有、同社保有の賃貸物件を当社が賃借(直近事業年度における支払額は約6千万円)、など

- ・ 塚本修氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、平成25年6月25日開催の第191回定時株主総会での選任後に開催された取締役会14回全てに出席し、経済産業省における産業政策分野での豊富な経験と高い識見に基づき、主に構造改革や海外展開に関する議案のほか、人材育成に関する議案につき、内容を質し、リスク管理に関する提言や専門性を背景にした対応策の例示を行なったほか、コンプライアンス体制整備のための措置を求めるなど、当社の適正な業務執行監督に寄与してきたことから、引き続き社外取締役に選任をお願いするものです。なお、当社は、社外取締役としての報酬のほかに、同氏の専門領域に関する助言に対価を支払っておりますが、その額は僅少であり、株主の皆さまとの間に利益相反が生じるおそれなく、同氏が社外取締役として取締役会の監督機能を果たすうえで特段の支障はないと判断しております。

③当社社外取締役在任中における不当な業務執行が行なわれた事実等については、以下のとおりです。

藤田純孝氏は平成20年6月より当社社外取締役に就任しておりますが、その在任中に、当社において「第192期事業報告 1.企業集団の現況に関する事項」に記載の件など、一連の独占禁止法・競争法違反行為が発覚しました。同氏は、これら各事案の発覚まで違反事実の存在を認識しておりませんでした。これらが報告された取締役会において、日本を含む各国当局による調査への迅速かつ適切な対応および再発防止策の徹底を求めています。また、相馬信義氏および塚本修氏は、これらの行為が既に終了した昨年6月より当社社外取締役に就任しておりますが、日頃よりコンプライアンスを第一とした内部統制体制の強化について具体的に提言しているほか、当局から決定などが出された際には、藤田純孝氏とともに、当社グループ全体での更なる法令遵守体制の強化を求めています。

④過去5年間ににおける他の株式会社の役員在任中に不当な業務執行が行なわれた事実等については、以下のとおりです。

藤田純孝氏は、平成20年6月から平成22年3月までの間、日本興亜損害保険(株)の社外監査役に就任しておりましたが、同社は、平成21年10月に、不十分・不適切な対応により保険金支払が遅延している事例が確認されたとして、金融庁より保険業法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、これらの事実に関与しておらず、また日頃から取締役会等において、コンプライアンス・内部統制の強化等、多岐にわたる有益な発言を行ない、上記事実の実態説明および再発防止に注力しました。

⑤責任限定契約の締結内容の概要等

当社は、社外取締役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めており、これにより、社外取締役候補者は、いずれも社外取締役として当社との間で当該責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金7百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額です。社外取締役候補者が再任され就任した場合には、当該契約の効力は継続いたします。

⑥その他社外取締役候補者に関する事項

- ・当社または当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間ににおいて当該業務執行者であった事実はありません。
- ・役員報酬を除き、過去2年間ににおいて当社または当社の特定関係事業者から、多額の金銭その他の財産を受けていた事実はなく、また今後も受ける予定はありません。
- ・当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等に該当する事実はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役頃安健司氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制強化のための1名増員とあわせ、監査役2名の選任をお願いするものであります。

ただし、監査役候補者の櫻日出雄氏の選任は、第2号議案が承認されることを条件とします。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者番号

1

さくら
櫻ひで
日でお
出雄

(昭和26年7月19日生)

新任候補者

■ 略歴、当社における地位

| | | | |
|----------|--|----------|---------------------------|
| 昭和50年 4月 | 当社入社 | 平成25年 4月 | 当社取締役兼執行役員専務、 財務・調達本部長 |
| 平成16年 6月 | 当社執行役員、経理部長 | 平成26年 4月 | 当社取締役 現在に至る |
| 平成17年 6月 | 当社取締役兼執行役員、CFO兼経理部長 | | |
| 平成18年 6月 | 当社常務取締役兼執行役員常務、CFO | | |
| 同 年 8月 | 当社常務取締役兼執行役員常務、CFO兼 J-SOX対応プロジェクトチーム長 | | |
| 平成20年 6月 | 当社取締役兼執行役員常務、CFO兼 J-SOX対応プロジェクトチーム長 | | |
| 同 年 12月 | 当社取締役兼執行役員常務、CFO | | |
| 平成23年 4月 | 当社取締役兼執行役員専務、CFO | | |

■ 所有する当社株式の数

普通株式 10,000株

■ 略歴、当社における地位

昭和42年 4月 検事任官
 平成 5年 4月 最高検察庁検事
 同 年 12月 大津地方検察庁検事正
 平成 8年 1月 法務省官房長
 平成 9年 12月 最高検察庁総務部長
 平成11年 4月 最高検察庁刑事部長
 同 年 12月 法務総合研究所長
 平成13年 5月 札幌高等検察庁検事長
 平成14年 6月 名古屋高等検察庁検事長
 平成15年 2月 大阪高等検察庁検事長
 平成16年 6月 同退官
 同 年 7月 東京永和法律事務所入所
 平成17年 6月 東海旅客鉄道(株)社外取締役
 現在に至る

平成17年 6月 三井住友海上火災保険(株)社外取締役
 現在に至る
 平成20年 7月 TMI総合法律事務所顧問
 現在に至る
 平成22年 6月 当社社外監査役
 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

TMI総合法律事務所顧問、東海旅客鉄道(株)社外取締役、
 三井住友海上火災保険(株)社外取締役

■ 所有する当社株式の数

0株

(注) 1. 櫻日出雄氏は、現在当社の取締役であり、本総会終結の時をもって取締役を退任する予定です。

2. 社外監査役候補者に関する事項

①頃安健司氏は、社外監査役候補者です。

②社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりです。

頃安健司氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。また、同氏については、東京証券取引所が定める独立役員への届出を行なっております。

同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、直近事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)において、当該年度中に開催された取締役会19回のうち18回および監査役会9回のうち8回に出席し、主にコンプライアンスを中心としたリスクマネジメント等に関する議案につき、その運用状況等につき内容を質し、提言を行なうなど、当社における適正な監査に寄与してきました。今後につきましても、当社グループの経営の適法性などに関して適切なご意見を期待できることから、引き続き社外監査役に選任をお願いするものです。

なお、当社は、平成16年9月から平成22年4月までの間、同氏との間で顧問契約を締結しておりましたが、その顧問料は、いずれの年も年額100万円以下と僅少であったことに加え、同契約は現在終了しており、株主の皆さまとの間に利益相反が生じるおそれはなく、当社の監査役職務を遂行する独立役員として適任であると判断しております。

③当社社外監査役在任中における不正な業務執行が行なわれた事実等については、以下のとおりです。

頃安健司氏は平成22年6月より当社社外監査役に就任しておりますが、その在任中に、架空送電工事に係るカルテルが

発覚し、当社は、本件について、昨年12月および本年1月に公正取引委員会から排除措置命令等を受けております。同氏は、本事案の発覚までその違反事実の存在を認識しておりませんでした。日頃より、取締役会等において法令遵守の視点からの内部統制体制に関する質問を行なっているほか、本事案の判明後は、コンプライアンス問題の重大性および再発防止の観点から、当社グループ全体で更なる法令遵守体制の強化に努めるよう求めております。

④責任限定契約の締結内容の概要等

当社は、社外監査役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めており、これにより、頃安健司氏は社外監査役として当社との間で当該責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金7百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額です。同氏が再任され就任した場合は、当該契約の効力は継続いたします。

⑤その他社外監査役候補者に関する事項

- ・当社または当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間において当該業務執行者であった事実はありません。
- ・役員報酬を除き、過去2年間において当社または当社の特定関係事業者から、多額の金銭その他の財産を受けていた事実はなく、また今後も受ける予定はありません。
- ・当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等に該当する事実はありません。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成22年6月29日開催の第188回定時株主総会において、年額86百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、この度、監査体制の強化を図るため1名増員することなど諸般の事情を勘案し、監査役の報酬額を年額130百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、各監査役の報酬額は、監査役の協議により定めることとし、決定に際しては、常勤・非常勤の別などに応じて定めるものとします。

また、現在の監査役の員数は5名であります。第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されすと、6名となります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役の法定数を欠いた場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

きうち しんいち
木内 慎一 (昭和21年3月9日生)

社外監査役候補者 (補欠)

■ 略歴、当社における地位

昭和44年 4月 旭電工業(株)入社
(現 (株)ADEKA)
平成10年 4月 同社秘書室長
平成14年 6月 同社財務・経理部長
平成17年 6月 同社常勤監査役
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

(株)ADEKA監査役

■ 所有する当社株式の数

0株

(注) 1. 木内慎一氏は、現在(株)ADEKAの常勤監査役ですが、本年6月20日開催予定の同社定時株主総会終結の時をもって同社の監査役を退任する予定です。また、候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 補欠の社外監査役候補者に関する事項

①木内慎一氏は、補欠の社外監査役候補者です。

②補欠の社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりです。

木内慎一氏は、長年にわたり上場会社の財務・経理部門の責任者や常勤監査役を務め、財務および会計に関し相当程度の知見を有しており、当社の業務執行に対する適切な監査を行なうことができると判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものです。

③責任限定契約の締結予定について

当社は、社外監査役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めております。木内慎一氏が社外監査役に就任した場合、社外監査役として、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金7百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額です。

④その他補欠の社外監査役候補者に関する事項

- ・当社または当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に於いて当該業務執行者であった事実はありません。
- ・過去2年間に於いて当社または当社の特定関係事業者から、多額の金銭その他の財産を受けていた事実はなく、また今後も受ける予定はありません。
- ・当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等に該当する事実はありません。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com>

- (2) 行使期限は平成26年6月24日(火曜日)午後5時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使書用紙およびインターネットによりまして、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、議決権を行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部** までお問い合わせください。

[お問い合わせ先]

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

株主総会会場略図

会場

東京都港区芝公園三丁目3番1号

東京プリンスホテル 2階 プロビデンスホール 電話 (03) 3432-1111



交通

| | | |
|-------|-----------|-------------------|
| JR | 山手線・京浜東北線 | 浜松町駅（北口）から徒歩約10分 |
| | 都営地下鉄三田線 | 御成門駅（A1出口）から徒歩約1分 |
| 都営地下鉄 | 都営地下鉄浅草線 | 大門駅（A6出口）から徒歩約7分 |
| | 都営地下鉄大江戸線 | |

▶お願い：当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

古河電気工業株式会社

UD
FONT

見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。



環境に配慮した植物
油インキを使用してい
ます。